

インターネットを楽しむために、安全に利用しましょう

インターネットの世界では、悪意のある人からウイルスが添付されたメールが届いたり、コンピュータ内に不正にアクセスされたり、自身のアカウントが乗っ取られたりすることがあります。こうした攻撃に対して、しっかりとした防衛が必要です。

◆OSやソフトウェアの更新について

- ・OSやソフトウェアは最新のバージョンにアップデートする。
- ・パソコンやスマートフォンにウイルス対策ソフトをインストールする。

◆パスワード設定や情報入力などについて

- ・パスワードは推測しにくいものとし、他人に絶対教えない。
- ・複数のサイトで同一のパスワードを使い回さない。
- ・カード情報等を入力の際はURLが「<https://>」で始まるサイトであることを確認する。
([https](https://)のsは、Secure(安全)の意味です)



◆電子メールの利用について

- ・差出人に心当たりのない電子メールに添付されたファイルを開いたり、URLをクリックしたりしない。

◆機器やサービスの設定について

- ・一部の利用を制限する設定・サービスを活用する。 例: フィルタリング

攻撃により、コンピューター内の重要なデータが流出するばかりでなく、大切な個人情報盗まれたり、高額な金銭を不当請求されるなどの被害が生じる危険性があります。

マルウェア(コンピューターウイルスを始めとする悪意のあるソフトウェア)及び不正アクセスに関して、下記の相談窓口があります。

独立行政法人 情報処理推進機構(IPA)情報セキュリティ安心相談窓口:

☐ <http://www.jpa.go.jp/security/anshin/>

不安に思うことがあれば、消費生活センターにご相談ください。

松伏町消費生活センターでは、消費生活相談を実施しています。

月～木曜日 午前10時～正午、午後1時～4時

問合せ: 教育文化振興課 ☎991-1873 / 企画財政課 ☎991-1815

人権 それは 愛

女性の人権を守る ～女性に対するDVのない社会に向けて～

日本国憲法には、性別によって差別されない、男女平等の理念が明記されています。しかし、配偶者や恋人など親密な関係にある者から振られる暴力(ドメスティック・バイオレンス=DV)が後を絶たず、男性に対するものに比べ、女性の被害ははるかに多く発生しています。

DVには、相手を支配し服従させるために振るう暴力などがあり、身体的、精神的、経済的、性的な暴力や社会的隔離などが挙げられ、これらの暴力が複雑に絡み合い、繰り返し起きている場合が少なくありません。

警察庁が発表する配偶者等からの身体に対する暴力及び生命等に対する脅迫を受けた被害者の相談等を受理した件数では、平成28年は全国で69,908件あり、配偶者暴力防止法の施行された平成13年以降で最も多く、その中で、85%が女性からの被害相談となっています。

女性が社会のさまざまな分野で活躍するためには、その前提として、女性に対する暴力はあってはなりません。女性に対する暴力は、決して許されるものではないと誰もがあたりまえのことと思えることが重要ではないでしょうか。

国では、世界人権宣言が国際連合総会で採択された1948年12月10日を記念して、毎年12月4日から10日までを人権週間と定めています。

また、埼玉県では、12月4日から10日まで「人権尊重社会をめざす県民運動強調週間」としています。